

Fashion Tech Summit #001 ハッカソン

参加規約

2016年2月8日作成

Fashion Tech Summit 実行委員会

Fashion Tech Summit #001 ハッカソン（以下「本イベント」といいます。）への応募・参加にあたっては、以下に定める参加規約（以下「本規約」といいます。）を遵守してください。遵守していただけない場合、本イベントへの応募・参加ができないことをご了承ください。

そして、本イベントに応募することにより、本規約に同意したものとみなされますので、本イベントへ応募する前に本規約をよくご確認ください。

1 本イベントの目的と概要

- (1) Fashion Tech Summit 実行委員会（以下、「主催者」といいます。）が主催する本イベントは、ファッションビジネスの新しい可能性を開くため、「未来のファッションショッピング体験はどう変わっていくのか」をテーマに、多様な視点からアイデアを発案し技術を駆使することで、ファッションの購買体験、店舗での体験を向上させるサービス、プロダクトに関するソフトウェアその他の作品・成果物等（以下「成果物」といいます。）を期間中に創造し、プレゼンテーションすることで、イノベーションを起こすことをチームで競い合うイベントです。その結果として、東京をアジアの FashionTech のスタートアップハブにすることを目指しています。ファッション、ショッピングについてアイデアのある皆さん、奮ってご参加ください。
- (2) 本イベントでは、複数のチームに分かれ競い、主催者が作成する審査基準に基づく審査員による審査の結果、入賞したチームには賞品が授与されます。
- (3) 開催に関する概要は、次のとおりです。
 - ① 日程: 2016年3月4日（金）から同月6日（日）
 - ② 会場: デジタルハリウッド東京本校

(所在地: 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F)

- ③ 参加人数: 40名程度(予定)
- ④ 参加費: 無料(ただし、イベント会場への交通費、期間中の宿泊費、食費等は本イベントの参加者(以下「参加者」といいます。)各自での負担となります。なお、主催者により軽食が準備される予定です。)
- ⑤ 賞品: 優勝チームには、優勝賞品が授与されます。
その他、各部門賞が予定されています。

なお、Fashion Tech Summit #001では本イベントの他、パネルディスカッション及び Fashion Tech Startup ピッチが行われます。参加者は、これらパネルディスカッション及び Fashion Tech Startup ピッチにも随時参加することができます。

2 応募資格と応募方法

- (1) 本イベントの応募資格は、次の条件の全てをみたしていることです。ただし、主催者が特例として認める場合は、この限りではありません。
 - ① 有効な電子メールアドレスを保有していること。
 - ② PC等を利用してインターネットにアクセスできる環境にあること。
 - ③ 年齢は問いません(学生可)。ただし、未成年者の場合は親権者の同意があること。
 - ④ 「未来のショッピング体験」に興味関心があること。なお、エンジニア、プログラマー、メディアアーティスト、デザイナー、ファッション分野関係者、各業界のプランナー、ディレクター、学生の方々等を広く想定していますが、「未来のショッピング体験」に興味関心があれば、各分野での実績経験は問いません。
 - ⑤ 本イベントの全日程に参加可能であること(パネルディスカッション及びFashion Tech Startupピッチは任意参加です。)
 - ⑥ 本イベントへの参加が、応募者と第三者との雇用関係等の契約や法令に違反するものでないこと。
 - ⑦ 本規約で定める内容に同意していること
- なお、主催者及びチームメンバーとの日本語による連絡が可能であれば、国籍を問いま

せん。

- (2) 本イベントへの応募の申込みは、ウェブフォーム等主催者指定の方法にて行って下さい。申込みは、個人単位で行ってください。チーム分けは、主催者にて決定します。

3 参加者の決定方法

応募を受けて、主催者が、参加者及びチーム分け(1チームにつき、4～5名程度を予定しています。)を決定します。応募多数の場合は、抽選等適宜の方法により主催者が参加者の選考を行います。期日までに参加者のみに参加に関する連絡を電子メール等の方法により行います。

4 参加者の取消事由

前条のとおり、参加者は、応募者の中から主催者が決定します。ただし、主催者は、参加者の決定後であっても、参加者が次のいずれかに該当する場合には、本イベントへの参加を取り消すことができるものとします。

- ① 応募にあたり、主催者に虚偽の申告をし、又は必要な申告をしなかった場合。
- ② 主催者、他の参加者等の迷惑になる若しくは本イベントの円滑な運営を妨げるような言動をし、又はそのおそれがある場合。
- ③ 主催者、他の参加者若しくは本イベントの名誉若しくは信用を損なう言動をし、又はそのおそれがある場合。
- ④ 主催者から案内した期限内に所定の手続をとらなかった場合。
- ⑤ 主催者が指定する参加方法をお守りいただけなかった場合。
- ⑥ その他本規約に違反した場合。

5 遵守事項

- (1) 参加者は、本イベントへの参加にあたり、本規約及び本イベントの開催会場の施設、機器等の利用規則を遵守するとともに、本イベントへの参加中は、主催者が適宜行う指示等に従うものとします。
- (2) 参加者は、本イベントについて原則として自由にPRして結構ですが、参加によって知り得

た主催者及び他の参加者その他第三者の機密情報(推奨APIに関する情報を含みます。)については、本開催期間中は勿論、終了後も第三者に対し、一切開示、漏洩等してはならないものとします。

- (3) 参加者は、主催者、協力企業・団体、他の参加者、その他の第三者の著作権、商標権、その他の知的財産権や財産権、名誉、プライバシー、その他の権利の侵害、その他の違法・不当な行為(成果物にコンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用し、他者に感染させることを含みます。)をしてはならないものとします。
- (4) 主催者は、参加者が主催者の指示に従わない場合や他の参加者に迷惑を及ぼす行為をする等、本イベントの運営に支障が生じると判断した場合、その他当該参加者の参加が不適切であると判断した場合、当該参加者に対し、本イベントへの参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより参加者に損害や不利益等が生じた場合であっても、主催者は何らの責任を負わないものとします。
- (5) 参加者は、成果物が、本イベントの開催期間中に制作されるものであること、参加者自身の制作にかかる完全なオリジナル作品であること、及び第三者の制作にかかる作品等の権利を侵害するものではないことを主催者に保証するものとします。なお、参加者は成果物に第三者が権利を有する映像等の素材を使用する場合、自己の責任において適法に使用し、主催者その他本イベント関係者に対し、迷惑、損害等を被らせないことを保証します。
- (6) 参加者が本規約に違反したことにより、主催者、協力企業・団体、その他の第三者に損害を与えた場合、参加者は、一切の損害を賠償する義務を負うものとします。

6 参加者の利用環境

- (1) 参加者は、主催者及び協力団体・企業が提供するデスクトップPCその他の設備を利用することができます。
- (2) 本イベントで主催者及び協力団体・企業が提供する素材(以下「主催者の素材」といいます)に関する所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条の権利その他の権利を含みます)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(以下併せて「知的財産権」といいます)はすべて当該素材の提供者にそれぞれ帰属し、参加者は本イベントにおける利用以外の目的に主催者の素材を利用することはできません。

ターネット上に公開(アップロード)してはなりません。

- (4) 主催者、主催者の委託先又は協力企業・団体は、本イベントの実施、運営、管理、放送、広報活動又は販促活動を行うにあたり、法律に違反しない範囲内で、報酬を提供することなく参加者の氏名、肖像、プロフィール、法人名、団体名、法人・団体情報等及び成果物を広報宣伝活動に使用することができるものとします。
- (5) 参加者は、主催者が、成果物をもとに新商品・サービスを開発の検討を行うにあたり、成果物をこれらの目的の範囲内で自由に利用することを予め承諾するものとします。ただし、主催者と参加者が書面により別段の合意をした場合には、当該合意に従うものとします。
- (6) 参加者は、成果物について生じた知的財産権について、主催者又は協力団体・企業が前項までに定める目的以外の目的で利用を希望した場合、主催者又は協力団体・企業がその運営サービスにおいて成果物を利用する権利の付与、又はサブライセンスすることについて誠実に協議するものとします。また、本イベントの成果物について製品化が可能と判断される場合、主催者、協力団体・企業及び参加者は製品化に向け協力するものとし、必要に応じ、主催者又は協力団体・企業による成果物に関する知的財産権の利用及び取得について誠実に協議するものとします。参加者が製品化を検討する場合には、事前に主催者に連絡するものとします。
- (7) 成果物は、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わいせつなもの、違法行為や反社会的な行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等の権利を侵害するもの、コンピューターウィルスや不正プログラムを動作させたり、これらを他者に利用させるものその他他者に迷惑をかけるもの、そのおそれがあるものであってはなりません。
- (8) 成果物に関して、第三者からの権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等(本項において、以下「クレーム」といいます)があった場合には、成果物を作成した参加者の費用と責任においてこれを解決し、主催者は一切の負担をしないものとします。また、参加者は、主催者がクレームの処理、対応に要した費用(弁護士費用を含む)を主催者に賠償しなければなりません。
- (9) 本イベントで主催者が収録した映像、写真・音声に関する所有権及び知的財産権はすべて主催者に帰属します。

8 参加者の秘密情報

参加者は、前項に定める本イベントにおけるアイデア及び成果物の取扱いを十分に理解したうえで、非公開としたい情報、著作物、発明、アイデア、ノウハウ、コンセプト等秘密情報については、本イベントにおいて利用せず、開示しないものとします。

9 個人情報の取扱い

- (1) 参加者は、本イベントへの参加申込み及び参加にあたって主催者に提供した参加者の個人情報、以下の目的(以下「利用目的」といいます)のために、主催者、主催者の委託先又は協力企業・団体により、処理、保存又は使用されることに同意するものとします。
 - ① 本イベントの実施、運営、管理、放送、広報活動又は販促活動及びこれらに関連する事項のため。
 - ② 主催者が、本イベントで発表された成果物をもとに新商品を開発することを決定した場合に、当該成果物を制作した参加者に対して連絡をするため。
 - ③ 主催者、主催者の委託先又は協力企業・団体からのPR情報の提供や、各種アンケート送付のため。
- (2) 主催者は、日本国の個人情報保護関連法令、ガイドライン等を遵守します。主催者は、参加者の同意がある場合を除き、利用目的のために必要でない限り、あるいは法令に基づく場合でない限り、参加者個人を識別できるような個人情報を第三者と共有し、第三者に開示することはありません。
- (3) 参加者の個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加、削除等について要請を受けた場合、主催者は、適切な本人確認をした後、合理的な範囲内で速やかに対応するものとします。

10 審査対象からの除外及び賞の取消し

- (1) 本イベントにおいて参加者が提供したアイデア(コンセプト及びノウハウ等を含みます。以下、本項において同じです。)が、他者のアイデアの盗用である場合、他者の権利を侵害す

る場合その他主催者が不相当と認める場合は、当該参加者が提出した成果物を審査対象から外すことができるものとします。

- (2) 前項に定める場合には、参加者の受賞が決定した後であっても、主催者は、参加者の受賞を取り消すことができるものとします。

11 免責事項

- (1) 主催者は、応募の受付、参加者の決定を含む本イベントの実施に関するあらゆる過程において、ネットワーク、電話機、電子機器、コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェアの異常若しくは制約又は不正アクセス等の第三者の行為について、一切責任を負わず、それらによって発生した、情報、成果物、電子機器等に対する損害について一切責任を負いません。
- (2) 本イベント中、天変地異又は事故その他の事情の如何にかかわらず、参加者が生命身体又は財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求してはなりません。ただし、主催者にその損害の発生について故意又は重過失が存在する場合はこの限りではありません。
- (3) 本イベント中の健康管理、貴重品等持参物管理は参加者自らで行ってください。参加者は十分な睡眠及び休憩を取るよう留意し、本イベント中に体調の不良を感じた場合は直ちに参加を中止する等適宜の措置を行ってください。
- (4) 前項までに定める他、主催者は、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、参加者が本イベントに参加した結果、参加者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。

12 広報活動

- (1) 本イベントは、主催者の各媒体その他のメディアにおいて、イベントレポートの掲載その他の方法による広報活動を予定しています。
- (2) 主催者は、本イベントを動画撮影、写真撮影、録音等の方法により収録し、本イベントで開発された成果物や発表内容等を各媒体で公開する他、主催者及び主催者の指定する第三者により各種媒体(テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌、DVD等)において公開・利

用することがあります。収録、公開される情報には、参加者の氏名、経歴、所属企業等のプロフィール、映像、写真、音声が含まれる可能性があります。

- (3) 参加者は、氏名、経歴、所属企業等のプロフィール、映像、写真、音声記録・公開・利用されることに同意した上で、本イベントに参加するものとし、主催者の自由な判断による記録、公開及び利用に関し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、成果物等に関する著作人格権等を行使せず、また一切の対価を請求しないものとします。

13 反社会的勢力の排除

- (1) 参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ① 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (2) 参加者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 参加者が前項までの表明又は確約に反することが判明したときは、主催者は何らの催告をせず、参加者の参加を取り消すことができるものとします。参加者はこれに対して異議を申し立てることができないものとします。

14 運営中止等

主催者は、本イベントの運営上やむを得ないと合理的に判断した場合には、参加者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止、中断又は内容を変更できるものとします。この場合、参加者が負担した本イベントのための準備費用等その他一切の費用等について、主催者は責任を負いません。

15 本規約の変更

主催者において必要と判断した場合には、本規約は事前の予告なく改訂、変更される場合があります。ただし、主催者は、本規約の改訂、変更についてウェブサイト、電子メール等適宜の方法で参加者に周知するように努めるものとします。

16 分離

主催者は、参加者が消費者契約法第2条第1項に定める消費者である場合、本規約で主催者の免責が定められている場合であっても、主催者に故意又は重大な過失がある場合には、参加者に生じた直接の損害をその費目ごとの実費相当額を上限として賠償するものとします。なお、本規約のいずれかの条項の一部又は全部が無効又は執行不能と判断された場合にも、当該条項以外の条項はすべて、その効力を維持します。

17 準拠法

本規約の解釈及び適用は、日本法に準拠するものとします。

18 合意管轄

本イベントに関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

19 疑義の解釈

本規約の解釈に疑義がある場合又は本規約に定めのない決定されるべき重要な事項が判明した場合には、主催者の決定をもって最終判断とされるものとします。

以 上